（逮捕状への記名押印に代わる措置・法第二百条）

第百四十四条の三　法第二百条第二項第二号の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置は、逮捕状が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該逮捕状の改変を防止するために必要な措置（逮捕状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）とする。

（逮捕状を示す措置・法第二百一条）

第百四十四条の四　逮捕状が電磁的記録である場合にあつては、法第二百一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりこれを被疑者に示すには、被疑者に対し、逮捕状に記録された事項及び法第二百条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（逮捕状に代わるものの記載要件等）

第百四十四条の五　逮捕状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載し、又は記録した被疑事実の要旨

四　当該書面又は電磁的記録が法第二百一条の二第二項の規定によるものである旨

［五・六　略］

七　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　逮捕状に代わるものが書面による場合　逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨

ロ　逮捕状に代わるものが電磁的記録による場合　逮捕状の有効期間並びにその期間経過後は逮捕をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から逮捕状に代わるものを消去する措置並びに逮捕状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

［八・九　略］

2　逮捕状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　逮捕状に代わるものが書面による場合　記名押印すること。

二　逮捕状に代わるものが電磁的記録による場合　逮捕状に代わるものが裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該逮捕状に代わるものの改変を防止するために必要な措置（逮捕状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第七十条の四第三項及び第四項の規定は、逮捕状に代わるものについて準用する。

（逮捕状に代わるものを示す措置・法第二百一条の二）

第百四十四条の六　逮捕状に代わるものが電磁的記録である場合にあつては、法第二百一条第一項の規定にかかわらず、逮捕状により被疑者を逮捕するに当たり、被疑者に対し、逮捕状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すことができる。

［新設］

（逮捕状に代わるものの記載要件）

第百四十四条の二　逮捕状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［一・二　同上］

三　法第二百一条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四　当該書面が法第二百一条の二第二項の規定によるものである旨

［五・六　同上］

七　逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず逮捕状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

［八・九　同上］

［新設］

2　第七十条の二第二項及び第三項の規定は、逮捕状に代わるものについてこれを準用する。

［新設］